

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.11. Vol.33

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自筆証書遺言の検認手続きと遺言執行者就任案件』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先日、8月にオーダーした事務所応接用の椅子がようやく到着しました。これでテーブル、本棚、照明など、大物備品の調達は一段落しました。

自己満足からスタートした事務所づくりとも言えなくもないですが、様々な悩みを抱えてご相談に見えるクライアントさんにとって、少しでも癒しの要素になればと思います。

お近くにお越しの際はぜひ当事務所にお立ち寄り下さい！



★ぜひ営業店の皆様でご覧ください。

<サポート事例>

『自筆証書遺言の検認手続きと遺言執行者就任案件』

独身で子供がいらっしゃらなかった妹様の相続手続きでお困りになっていたY.A様。Y.A様の妹様は生前、「全ての遺産を姉に相続させる」との内容の自筆証書遺言を作成されていました。遺言書の全文を本人の自筆で書くなど一定の要件を満たすことで法的に有効な遺言書となる自筆証書遺言ですが、その内容を実現するにあたっては、手続き上、家庭裁判所の検認を受ける必要があります。

検認手続きでは、申立て時の書類として、遺言者の生涯に亘る戸籍謄本と相続人全員の戸籍謄本が必要となりますが、妹様の相続人は、分かっているだけでも兄弟姉妹と甥姪あわせて7名。今回のケースでは、妹様のご両親についての生涯に亘

る戸籍謄本、兄弟で亡くなっている方についての生涯に亘る戸籍謄本、また代襲相続人の戸籍謄本も加えて必要となります。

Y.A様にとって、これらの書類を全て一人で集めることは大変なことでした。また、自筆証書遺言に遺言執行者の指定についての文言がなかったため、一部の金融機関からは、解約・払戻し手続きのために結局相続人全員の印鑑証明書の提出が必要と説明されました。そこで今回当事務所では、戸籍等の収集とあわせて、遺言執行者に就任し、預貯金及び保険金の解約・払戻し手続きまでをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「お願いして本当に大正解でした」(大田区 Y.A様 70歳)

つづき↓

＜サポート事例＞

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

取引先の信金さんから、妹が残した遺言書が自筆証書遺言なので検認手続きが必要だと教えてもらって、すぐに自分で家庭裁判所に行きました。でも本来は、必要な書類を全て揃えてから行かないといけなかったんですね。これでは一人で行動してもどうしようもないなと思い知りました。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

信金さんに、とても自分では書類を揃えきれないと相談したところ、「では、私どもで専門家を手配します」とおっしゃっていただき、銚立先生をご紹介していただきました。

—何が決め手となって、業務を依頼したのですか？

どこの誰だか分からない専門家よりも、商売上の付き合いがある信金さんの紹介なら安全だし、手っ取り早くて一番いいと思いました。選ぶとかいう選択肢はなく、即、銚立先生にお願いすることにしました。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

次から次へと、どんどんやることがあると分かって、これはやっぱり自分では無理！と思いました。特に郵便局の手続きがなかなか大変だったし、相続人が他にも出てきたのにはびっくりしました。書類上のちょっとした書き方の間違いもちゃんと確認しないといけないし、本当に助かりました。近所の人に、「何かあったら絶対専門家をお願いした方がいい」と言い回っています。(笑) お願いして本当に大正解でした。

＜信用金庫職員様の声＞

■「専門家をお願いして良かったと痛感しました」
(大田区 信用金庫 次長 Y.K 様)

—お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

相続の手続きのことでお客様がご相談にいらした際、当初は、相続人は自分と兄だけとおっしゃっていました。でもよくよくお聞きすると、他にも兄弟がいることや、お父様の相続のときに兄弟でもめたことがあるといった事情が分かりました。自筆証書遺言だったので、家庭裁判所の検認手続きが必要となる旨をご説明したところ、申立て時にすべての相続人に関する戸籍謄本が必要となるとのこと。そんなに大変なら(預金も)いらなとおっしゃるので、「会社の方でお願いできる専門家はいらっしゃいますか？ もしいないよう

でしたら専門家をご紹介しましょうか？」と申し出ました。お客様からも専門家紹介の希望があり、支店長に相談したところ、銚立さんのことを教えてもらいました。

—実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

今回のような手続きについては、私どもの説明では限界があります。専門家をお願いして良かったと痛感しました。お客様も自分でやるとなると書類の不備があったりして、時間がかかってしまいます。ましてやご高齢になると動くのも大変です。また、お金の話は感情論になりがちで、他の相続人にもなかなか協力してもらえないでしょうから、やはり第三者に入ってもらいたいと思います。費用はかかりますけど、お客様にとっても良かったと思います。

＜編集後記＞

今回、事務所用のテーブル・椅子・照明は、私が以前勤めていた目黒のインテリアショップで購入しました。久しぶりに家具のことに思いをめぐらせ、せっかくだからと同ショップを訪れ、オーナーと再会。当時の思い出話に花が咲きました。今でこそ家具屋から転身して全く違う分野の仕事をしていますが、これまでの人生、自分の中では一本の道だったのだとつくづく思うのでした。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様 (入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。